

### ▶ モデル小説(もでるしょうせつ)

実存する(した)人物をもとに書かれた文芸作品をいう。一般読者にはモデルを特定できないように、属性をあえて変えて書くなどの工夫をすることが多い。モデルとされた登場人物や関係者(遺族など)から名誉毀損やプライバシー侵害で訴えられるリスクを負う。裁判ではとりわけ同定の基準が問題となり、たとえば「石に泳ぐ魚事件」(最判平成14年9月24日)で最高裁が示した「本人を知る人」と近い関係者を判断基準にしたことに対しては、私小説が書けなくなるとの強い批判が作家などから出された。ほかにも、捜査一課長事件(最判平成11年2月4日)や「落日燃ゆ事件」(東京高判昭和54年3月14日)など、有名作家作品も含め裁判事例は少なくない。後者判決では「年月を経るに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきである」とされ、時の経過によって対象が歴史的人物に近づくことで、書ける範囲が拡大することが示された。(参考文献) 山田健太『法とジャーナリズム [第2版]』(2010・4 学陽書房) [山田健太]

### ▶ モラルパニック(もらるぱにっく)

**語義** 特定の若者集団や社会的・民族的マイノリティを、社会的秩序を脅かす存在と見なし、彼らを取り締まるべき、教化すべき(若者の場合)、あるいは排除すべき(民族的マイノリティの場合)とする激しい感情が社会の多数の人々に巻き起こることをいう。このときマスメディアは、モラルパニックの対象となる集団の負のイメージを誇張して報道することで、社会の人々の感情を増幅する役割を果たすとされる。

モラルパニックが単なる差別やパニックと異なるのは、感情が向けられる集団が「道徳や常識から外れている」という倫理観が根拠となっている点である。自分たちの信念・使命感に基づいて、特定集団を非難する運動を展開する人々を、ハーワード・S・ベッカーは「道徳的企業家」と呼ぶ。

**実例** モラルパニック論の嚆矢とされるの

は、S・コーエンの『Folk Devils and Moral Panics(民衆の敵とモラルパニック)』である。この本の中でコーエンは、モッズやロッカーズといった1960年代イギリスの若者集団が、マスメディア報道によって「社会の敵」と見なされるようになった過程を検証した。モッズやロッカーズなどの若者集団は、急速な社会変動が起きていた当時のイギリス国民の社会不安を解消するためのスケープゴートにされたとする。

日本では、犯罪社会学の領域でモラルパニックが論じられることが多い。特に、少年犯罪の「著しい増加」「凶悪化」などといったイメージがマスメディアで伝えられ、結果的に少年法の厳罰化を導く過程が検証される。ところが「著しい増加」「凶悪化」といった要素が、犯罪統計の取り方や警察による取り締まり強化を反映したものにすぎない場合には、マスメディアはいたずらに社会不安を煽っていると批判される。

(参考文献) 瀬川晃「イギリス犯罪学の現代的課題—モラル・パニック論と危険性論」『犯罪社会学研究』(1982・10月号)、H・S・ベッカー『完訳アトウサイダーズ』(村上直之訳、2011・11 現代人文社)

[藤田真文]

## や

## ▶ ヤフー(やふー)

**〔語義〕** ヤフー(Yahoo!)は、アメリカに本社を置くインターネット関連企業で、同名のポータルサイト(インターネットにアクセスする際の「入口」となるウェブサイト)を運営していることで広く名を知られている。同社は1996年の株式公開時から日本のソフトバンク社から出資を受けており、ヤフーの日本版サイト「ヤフージャパン(Yahoo! Japan)」は日本では強いブランドとして定着している。実際、世界各国に比べて日本ではグーグルよりもヤフーの利用率が高いとされる。

1995年の創業当時、ヤフーは人力で作成された「ウェブディレクトリ(電話帳のようにウェブサイトをある分類に従ってツリー状に整理した索引集)」を主要なサービスとしていた。グーグルのような「ロボット型検索エンジン(ポットと呼ばれるプログラムが自動的にインターネットを巡回して検索用のインデックスを作成する検索エンジン)」が登場する以前は、こうした人力のディレクトリサービスが主だった。その後ヤフーは次第にニュースやオークション、ウェブメールサービスなどの様々なサービスを提供し、ユーザーがインターネットを利用する際必ず立ち寄るポータルサイトの地位を確立。90年代から2000年代前半にかけての「Web1.0」の時代には、ヤフーも含め大手ポータルサイト間のユーザー獲得競争が激しかった。

**〔実例〕** ジャーナリズムの観点から見たとき、特にヤフーの利用者数の多い日本では、「ヤフーニュース」は無視できない巨大な存在である。新聞の購読者が減少し、テレビ離れも進む中、ヤフージャパンのトップページに掲載されるヤフーニュースのヘッドラインは、ニュースに接する主要な「入口」の1つとなっている。ヤフーニュースは主に新聞社や通信社、出版社、テレビ局、ネットニュースサイトなどから記事の配信を受けて運営されており、同サービスがどのような記事をヘッドラインに選ぶかは、日本社会においては少

なくないアジェンダ設定効果をもちつつある。

**〔参考文献〕** 奥村倫弘『ヤフー・トピックスの作り方』(2010・4 光文社) [濱野智史]

## ▶ やらせ(やらせ)

「やらせ」とは、あらかじめ打ち合わせた内容に沿って再現したり演じたりしたものを、あたかも演出のない事実のように提示することである。1985年、ワイドショー番組「アフタヌーンショー」のディレクターが元暴走族メンバーらを使って女子中学生のランチ場面を撮影し、「激写! 中学女番長!! セックスリンチ全告白」と題して報道し、ディレクターが逮捕、起訴された。92年に放送されたNHKスペシャル「禁断の王国・ムスタン」では、スタッフに高山病にかかったように演技させたり、がれきが転げ落ちる流砂現象を故意に起こしたりしていたことが発覚した。報道でどの程度の「演出」が許容されるべきかについては議論がある。NHKの「放送ガイドライン2011」では、「事実の再現の枠をはみ出して、事実のねつ造につながるいわゆる『やらせ』などは行わない」としている。

**〔参考文献〕** 田原茂行「テレビドキュメンタリーの輝きとその未来」松岡新児・向後英紀編著『新現場からみた放送学』(2004・4 学文社)、本橋春紀「放送倫理・人権」向後英紀・古田尚輝『放送十五講』(2011・3 学文社) [伊藤高史]

## ゆ

## ▶ 有害情報(図書)(ゆうがいじょうほう(としょ))

**〔語義〕** 有害情報(図書)とは、刑法175条の禁ずる「わいせつ」表現に至らない性表現でも、性や暴力に関して興味本位な取上げ方をして、青少年に有害である可能性があるために、公的機関によって指定される出版物などのことをいい、青少年保護(育成)条例で規制されている。

東京都条例では、18歳未満の者を青少年とし(2条1号)「不健全な図書類等」として、「販売され、もしくは頒布され、又は閲覧若